

令和4年度採用山形県公立学校教員選考試験実施要項

受付期間

令和3年5月10日（月）～5月28日（金）9時～17時まで

※ 土曜日及び日曜日を除く

※ 郵送による出願は必ず簡易書留とし、令和3年5月28日（金）までの消印有効

第一次選考試験

令和3年7月17日（土）

第二次選考試験

令和3年9月14日（火）、15日（水）、16日（木）のうち指定された日



1 選考を行う校種等、教科・科目、選考区分及び採用見込数

(1) 選考を行う校種等、教科・科目と採用見込数

校種等	教科・科目	採用見込数*
小学校教諭 〔「小学校英語」を含む。〕		約190名
中学校教諭	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語	約85名
特別支援 学校	小学部教諭	約30名
	中学部教諭	
高等学校	教諭	約35名
	助教諭	
養護教諭	機械、電気、建築	約15名
栄養教諭		若干名

* 採用見込数

- ・障がい者特別選考の採用見込数は約10名とし、校種等の採用見込数に含む。
- ・スポーツ特別選考の採用見込数は若干名とし、高等学校の採用見込数に含めない。
- ・その他の特別選考の採用見込数は、校種等の採用見込数に含む。

(注1) 選考試験合格者のうち、日本国籍を有しない者は、任用期限を付さない常勤講師として任用するものとする。

(注2) 「小学校英語」は小学校普通免許状に加え、中学校又は高等学校の英語の普通免許状を有する（令和4年3月31日までに取得する見込みを含む）ことを志願資格とする。「小学校英語」の採用見込数は、小学校の採用見込数の内数であり、15名以内とする。「小学校英語」で合格者とならなかった場合でも、小学校の中で更に選考し、合格者となる場合がある。以下、小学校には「小学校英語」を含む。

(注3) 小学校には義務教育学校前期課程を、中学校には義務教育学校後期課程を含む。

(注4) 特別支援学校中学部を志願した者であっても、特別支援学校高等部に採用する場合がある。

(2) 選考を行う校種等、教科・科目と選考区分

選考区分	選考を行う校種等、教科・科目
一般選考	すべての校種等、教科・科目
講師等特別選考	すべての校種等、教科・科目
現職教員特別選考Ⅰ	小学校教諭、中学校教諭、特別支援学校小学部及び中学部教諭、養護教諭、栄養教諭
現職教員特別選考Ⅱ	高等学校教諭
大学推薦特別選考	小学校教諭*
	中学校教諭（国語、理科、技術、家庭、英語）*
	高等学校教諭（地理、物理、家庭、情報、農業、建築、商業、看護、福祉）
社会人特別選考	中学校教諭（英語）、特別支援学校中学部教諭（英語）
	高等学校教諭（英語、情報、機械、電気、建築、福祉、看護）、高等学校助教諭（機械、電気、建築）
教職大学院修了見込者特別選考	高等学校助教諭を除くすべての校種等、教科・科目
前年度一次試験合格者特別選考	すべての校種等、教科・科目
障がい者特別選考	すべての校種等、教科・科目
スポーツ特別選考	高等学校教諭（保健体育）

* 特別支援学校小学部又は中学部との併願はできない。

2 選考区分と志願資格、併願出願

(1) 選考区分と志願資格

全ての選考区分において、(2)の場合を除き、いずれか一つの校種等及び教科・科目に限りて志願できる。

志願資格について、虚偽の申告があった場合又は令和4年4月1日時点で有効な免許状を取得していない者は、採用無効となる。

選考区分	志願資格（各選考区分において、ア～ウのすべてに該当する者）
全選考区分共通	<p>ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者</p> <p>イ 昭和37年4月2日以降に出生した者 ただし、現職教員特別選考Ⅰ及びⅡにおいては、昭和57年4月2日以降に出生した者</p>
一般選考	<p>ア 令和4年4月1日時点でそれぞれの校種・教科の教諭の普通免許状*、養護教諭の普通免許状若しくは栄養教諭の普通免許状を有する者又は令和4年3月31日までにこれらの免許状を取得する見込みの者 ただし、高等学校の機械、電気及び建築の助教諭の志願者にあつては、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項各号のいずれにも該当しない者で、大学（短期大学を除く）において、それぞれの科目に係る正規の課程を修めて卒業した者又は令和4年3月31日までに卒業見込みの者 * 特別支援学校小学部及び中学部においては、特別支援学校教諭、盲、聾又は養護学校教諭の普通免許状に加えて当該学部の教諭の普通免許状</p>
講師等特別選考	<p>ア 一般選考の志願資格アと同じ</p> <p>イ 山形県内の国立大学法人附属学校並びに山形県内の公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において、常勤の職（講師、助教諭、養護助教諭、学校栄養士）又は山形県内の国立大学法人附属学校及び山形県教育委員会が任命した週30時間以上勤務する非常勤講師として、平成28年4月1日から令和3年4月30日までの期間内で通算13か月以上勤務した経験のある者</p>
現職教員特別選考Ⅰ	<p>ア 一般選考の志願資格アと同じ</p> <p>イ 令和4年3月31日時点で、本県以外において、志願する校種・教科・科目又は養護教諭・栄養教諭の職で、国立大学法人附属学校並びに公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の正式採用教員*として、3年以上継続して在職している者 * 正式採用教員とは期限を付さないで採用された者</p>
現職教員特別選考Ⅱ	<p>ア 一般選考の志願資格アと同じ</p> <p>イ 令和4年度採用山形県公立学校教員選考試験大学推薦特別選考実施要項の推薦基準により、大学等が推薦する者</p>
大学推薦特別選考	<p>ア 一般選考の志願資格アと同じ</p> <p>イ 令和4年度採用山形県公立学校教員選考試験大学推薦特別選考実施要項の推薦基準により、大学等が推薦する者</p>
社会人特別選考	<p>ア 令和4年4月1日時点でそれぞれの校種の有効な教諭の普通免許状を有する者又は令和4年3月31日までにこれらの免許状を取得する見込みの者 高等学校の機械、電気及び建築の志願者にあつては、大学（短期大学を除く）において、それぞれの科目に係る正規の課程を修めて卒業した者又は令和4年3月31日までに卒業見込みの者 また、高等学校の看護の志願者にあつては、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項各号のいずれにも該当しない者で、高等学校以上の学歴及び看護師の免許証を有する者。ただし、第二次選考試験合格後、教育職員検定に合格し、特別免許状を授与される必要がある。</p> <p>イ 令和4年3月31日時点で、志望する教科・科目と関連する実務経験（学校教育に直接携わる業務を除く）を5年以上継続して有する者又は有する見込みの者</p>
教職大学院修了見込者特別選考	<p>ア 一般選考の志願資格アと同じ</p> <p>イ 令和2年4月から教職大学院に在籍し、令和4年3月に修了見込みの者で、令和元年度以降実施した山形県公立学校教員選考試験に合格した者 ※ 合格した校種・教科・科目又は養護教諭・栄養教諭の職についてのみ志願できる。</p>
前年度一次試験合格者特別選考	<p>ア 一般選考の志願資格アと同じ</p> <p>イ 令和3年度採用山形県公立学校教員第二次選考試験を受験して採用とならなかった受験者の中で、第二次選考試験の判定の通知に「令和4年度採用山形県公立学校教員第一次選考試験の受験免除の対象となります。」の記載がある者 ※ 令和4年度採用試験において募集のある校種等及び教科・科目で、前年度と同一の校種等及び教科・科目に限り志願できる。</p>
障がい者特別選考	<p>ア 一般選考の志願資格アと同じ</p> <p>イ 次の(7)～(ウ)に掲げる手帳等（受験申込日及び受験日当日において有効であるもの）の交付を受けている者 (7) 身体障害者手帳（1級～6級）の交付を受けている者又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障がいについては、指定医によるものに限る。）の交付を受けている者 (イ) 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳の交付を受けている者又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障がい者であることの判定書の交付を受けている者 (ウ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 ※ 精神障害者保健福祉手帳には有効期限があり、有効期限の更新手続には時間を要するので、注意すること。</p>
スポーツ特別選考	<p>ア 一般選考の志願資格アと同じ</p> <p>イ 昭和51年4月2日以降生まれの者</p> <p>ウ 体操（新体操）、ウエイトリフティング、ソフトテニス、フェンシング、アーチェリー及びボクシングの競技種目において、次の(7)～(ウ)のいずれかに該当する者 (7) 高等学校卒業後、国際大会（オリンピック、世界選手権、アジア大会等）に日本代表で出場した者 (イ) 上記(7)の者をその大会の出場に際して直接指導した実績を有する者 (ウ) 全国高等学校総合体育大会等で3位以上の成績を収めた者をその大会の出場に際して直接指導した実績を有する者</p>

(2) 併願

- ① 小学校及び特別支援学校小学部のいずれかを第一志望とし、かつ小学校及び特別支援学校小学部の両方の志願資格を有する者で、小学校及び特別支援学校小学部の両方を志願する者は、いずれか一方を第二志望として併願することができる（大学推薦特別選考で受験する者を除く）。
（例）第一志望：小学校、第二志望：特別支援学校小学部
- ② 中学校及び特別支援学校中学部のいずれかを第一志望とし、かつ中学校及び特別支援学校中学部の両方の志願資格を有する者で、中学校及び特別支援学校中学部の両方を志願する者は、同一教科について受験する場合に限り、いずれか一方を第二志望として併願することができる（大学推薦特別選考で受験する者を除く）。
（例）第一志望：特別支援学校中学部国語、第二志望：中学校国語

3 出願手続

(1) 提出書類

出願は角形2号（33cm×24cm）の封筒に入れて郵送又は持参とし、封筒の表には志願校種等（例「中学校・保健体育」）がわかるように朱書すること。

共通	<input type="checkbox"/> 志願書 <input type="checkbox"/> 受験票 <input type="checkbox"/> 受験者登録票 <input type="checkbox"/> エントリーシート
	<input type="checkbox"/> 返信用封筒2通（長形3号封筒 23.5cm×12cm） 返信用封筒は、 <u>のり付き（両面テープ貼付可）</u> のものとする。また、郵便番号、あて先（あて名の下に「様」）を明記し、 <u>94円切手を貼ること。</u>
実技別	<input type="checkbox"/> 体育実技試験選択希望記入票（保健体育の実技試験が必要な志願者のみ）
選考区分別	講師等特別選考 <input type="checkbox"/> 職歴申告書 *㊦
	現職教員特別選考Ⅰ <input type="checkbox"/> 在職証明書（厳封親展） *㊦
	現職教員特別選考Ⅱ ※任命権者や所属先で発行する様式とは異なるため、注意すること。
	大学推薦特別選考 <input type="checkbox"/> 大学推薦特別選考推薦書 *㊦
	社会人特別選考 <input type="checkbox"/> 5年以上の実務経験が志願する教科・科目と関連することを示す書類（様式は任意）
	教職大学院修了見込者特別選考 <input type="checkbox"/> 令和元年度以降に実施した山形県公立学校教員選考試験の合格決定の通知書の写し
	前年度一次試験合格者特別選考 <input type="checkbox"/> 令和2年10月14日付教職第418号「令和3年度採用山形県公立学校教員選考試験の判定について」の写し
障がい者特別選考 <input type="checkbox"/> 手帳等の写し	
スポーツ特別選考 <input type="checkbox"/> スポーツ特別選考調査 *㊦ <input type="checkbox"/> 競技実績を証明できる書類の写し	
加点希望	<input type="checkbox"/> 加点申請書 *㊦ <input type="checkbox"/> 5(2)に示されている必要書類

*㊦で示した様式は、山形県ホームページからダウンロードして作成する。

山形県教員採用ホームページ

山形県ホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）から、「資格・試験・採用」→「山形県公立学校教員の採用について」と進み、様式をダウンロードする（「推薦書」は第一次選考試験の結果発表後に、「大学院進学・修学継続による採用延期願」は第二次選考試験の結果発表後に掲載する）。



(2) 受付

郵送による出願は、必ず簡易書留とし、令和3年5月28日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

受付期間	受付時間	提出先
令和3年5月10日（月）～5月28日（金） （土曜日及び日曜日を除く）	9:00～17:00	〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 山形県教育庁教職員課教員採用担当

(3) その他

上記の他、「10(2)」に記載されている第二次選考試験における提出物についても確認し、申請から入手まで時間を要するものはあらかじめ準備しておくこと。

4 選考試験結果の発表及び通知

- (1) 第一次選考試験の結果発表は8月27日（金）午後3時頃の前定。第二次選考試験の結果発表は10月13日（水）午後3時頃の前定。合格者の受験番号を山形県庁屋外掲示場に掲示し、本人にも合否結果を通知する。また、合格者の受験番号を山形県のホームページにも掲載する。
なお、合格者に欠員が生じた場合は、繰り上げ合格者を出す場合がある。
- (2) 第一次選考試験の筆記試験及び実技試験の得点、加点と総合ランク、第二次選考試験の個人面接、実技試験及び作文の得点と総合ランクを、それぞれ受験者あて通知する。
- (3) 選考試験の合否についての電話等による問い合わせには、一切応じない。

5 加点制度

(1)の①～⑩に該当する者で加点を希望する者は、「加点申請書」及び(2)に示した必要書類を提出することにより、第一次選考試験の得点に20点を上限として加点を行う。ただし、第一次選考試験が免除となる選考区分に出願する者は加点申請することができない。

なお、第一次選考試験において併願する第二志望での加点要件を満たした場合も併願する校種において加点申請することができるため、加点を希望する者は、「加点申請書」及び(2)に示した必要書類を提出すること。

(例) 特別支援学校「知肢病」普通免許状を有する者が「第一志望：特別支援学校小学部教諭、第二志望：小学校教諭」を志願する場合、第一志望では(1)③及び④に該当しないが、第二志望では(1)⑤に該当するので加点申請することができる。

(1) 加点一覧

	志願校種等	加点要件	加点
①	小学校教諭	中学校教諭又は高等学校教諭の「数学」「理科」「音楽」又は「英語」の普通免許状を有する者又は取得する見込みの者	5点
②	中学校教諭	受験する教科以外の教科における中学校教諭の普通免許状を有する者又は取得する見込みの者	5点
③	特別支援学校教諭	複数の障がい種の特別支援学校教諭の普通免許状を有する者又は取得する見込みの者 (「視覚」と「知肢病」又は「聴覚」と「知肢病」の組合せ)	5点
④	特別支援学校教諭	すべての障がい種の特別支援学校教諭の普通免許状を有する者又は取得する見込みの者 (「視覚」「聴覚」及び「知肢病」の組合せ)	10点
⑤	小学校教諭 中学校教諭 高等学校教諭・助教諭	特別支援学校教諭の普通免許状を有する者又は取得する見込みの者	10点
⑥	高等学校教諭・助教諭	受験する教科の普通免許状以外に、高等学校教諭の「情報」又は「福祉」の普通免許状を有する者又は取得する見込みの者	10点
⑦	高等学校教諭「地理」	高等学校教諭の「公民」の普通免許状を有する者又は取得する見込みの者	5点
⑧	高等学校教諭「公民」	高等学校教諭の「地理歴史」の普通免許状を有する者又は取得する見込みの者	5点
⑨	小学校教諭 特別支援学校小学部教諭	実用英語技能検定2級以上、TOEFLiBT 65点以上、又はTOEIC 600点以上のいずれかを取得している者	10点
⑩	中学校教諭「英語」 特別支援学校中学部教諭「英語」 高等学校教諭「英語」	実用英語技能検定準1級以上、TOEFLiBT 80点以上、又はTOEIC 730点以上のいずれかを取得している者	10点
⑪	全校種等の教諭・助教諭	司書教諭の資格を有する者	5点

(2) 必要書類

- ・①～⑧については、免許状の写し（更新している場合は「更新講習修了確認証明書」又は「有効期間更新証明書」の写しも添付）又は「教員免許状取得見込確認書 *⑦」
- ・⑨及び⑩については、資格を証明する書類（主催団体が発行する公式認定書又は合格証明書）の写し
なお、TOEFL及びTOEICは令和元年7月以降の取得に限る。
- ・⑪については、司書教諭講習修了証書の写し（取得する見込みは不可）
- ・各証明書の写しが改姓前の姓である場合には、改姓の事実がわかる書類の写し

(3) その他

該当免許状が令和4年3月31日までに取得できない場合には、加点が無効となり、採用が取り消される場合がある。

6 選考試験の期日、時程、会場及び内容

(1) 期日と内容

選考	期日	選考試験の内容
第一次	令和3年7月17日（土）	○筆記試験（教職教養・一般教養、教科・科目） ○小論文 ○実技試験 ○面接
第二次	令和3年9月14日（火）、9月15日（水）、9月16日（木）のうち指定された日* ※ 小学校及び特別支援学校小学部は二日で、それ以外の校種等は一日で実施	○個人面接1、個人面接2 ○実技試験 ○適性検査 ○作文

* 第二次選考試験の期日、時程等は、第一次選考試験の合格通知により指定する。

(2) 試験会場

校種等、教科・科目	試験会場	
	第一次選考試験	第二次選考試験
○小学校 ○特別支援学校小学部 ○中学校の保健体育 ○特別支援学校中学部の保健体育 ○高等学校の保健体育（スポーツ特別選考を含む） ○栄養教諭	山形中央高等学校 山形市鉄砲町二丁目10番73号 電話023(641)7311	山形県教育センター 天童市大字山元字犬倉津2515 電話023(654)2155
○中学校の国語、社会、数学、理科、美術、家庭、英語 ○特別支援学校中学部の国語、社会、数学、理科、美術、家庭、英語 ○高等学校の国語、地理、公民、数学、物理、化学、生物、英語、 家庭、情報、農業、機械、電気、建築、商業、看護、福祉 ○養護教諭	上山明新館高等学校 上市市仙石650番地 電話023(672)1701	
○中学校の音楽 ○特別支援学校中学部の音楽	山形北高等学校 山形市緑町二丁目2番7号 電話023(622)3505	
○中学校の技術 ○特別支援学校中学部の技術	山形県教育センター 天童市大字山元字犬倉津2515 電話023(654)2155	

(3) 第一次選考試験の日程

【7月17日（土）】

選考区分	校種等、教科・科目	試験及び日程			
一般選考 講師等特別選考 社会人特別選考 障がい者特別選考	実技試験のある 校種等、教科・科目	開場・入室 (8:30~9:00)	教職教養・一般教養 又は 小論文 (9:10~10:30)	教科・科目 (10:50~12:20)	実技試験 (13:50~17:00)
	実技試験のない 校種等、教科・科目			教科・科目 (10:50~12:40)	
現職教員特別選考Ⅱ 大学推薦特別選考	実技試験のある 校種等、教科・科目		開場・入室 (10:15~10:30)	教科・科目 (10:50~12:20)	実技試験 (13:50~17:00)
	実技試験のない 校種等、教科・科目			教科・科目 (10:50~12:40)	
スポーツ特別選考	高等学校の保健体育	開場・入室 (8:30~9:00)	小論文 (9:10~10:30)	面接 (10:50~12:20)	

(4) 第二次選考試験の日程

第二次選考試験の期日、日程等は、第一次選考試験の合格通知により指定する。

7 選考基準と配点

(1) 第一次選考試験

① 選考基準

筆記試験（教職教養・一般教養、教科・科目）、小論文、実技試験の得点及び加点により選考する。ただし、スポーツ特別選考は小論文、面接の得点及び加点により選考する。

② 配点

校種等	教職教養・一般教養	教科・科目	実技試験	加点
小学校教諭 特別支援学校小学部教諭	100点	150点		上限20点
中学校教諭 特別支援学校中学部教諭	実技試験あり	100点	50点	上限20点
	実技試験なし	100点	150点	上限20点
高等学校教諭・助教諭	実技試験あり	100点	100点	上限20点
	実技試験なし	100点	300点	上限20点
	スポーツ特別選考	小論文120点、面接280点		上限20点
養護教諭	100点	100点	50点	
栄養教諭	100点	150点		

（注）講師等特別選考及び社会人特別選考においては、教職教養・一般教養を小論文に代える。

(2) 第二次選考試験

① 選考基準

第一次選考試験の得点及び第二次選考試験の得点（個人面接1、個人面接2、実技試験、作文の得点）を基準とし、適性検査結果、資格・免許等を総合的に勘案し選考する。ただし、第一次選考試験が免除となる選考区分については、第二次選考試験の得点を基準とし、適性検査結果、資格・免許等を総合的に勘案し選考する。

② 配点

校種等	個人面接1	個人面接2	作文	実技試験
小学校教諭、特別支援学校小学部教諭	210点	140点	50点	50点
中学校教諭、特別支援学校中学部教諭 高等学校教諭・助教諭 養護教諭 栄養教諭	210点	140点	50点	

8 試験項目

(1) 第一次選考試験

① 全校種共通

		選考区分*1											
		一般	講特	現特I	現特II	大特	社特	教特	前特	障特	スポ特		
試験項目	教職教養・一般教養	○	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	○	免除		
	教科・科目	○	○		○	○	○			○	○	免除	
	小論文		○				○						○
	実技試験*2	○	○		○	○	○			○	○	○	免除
	面接												○

*1 選考区分の略称

「一般」：一般選考 「講特」：講師等特別選考 「現特I」：現職教員特別選考I 「現特II」：現職教員特別選考II
 「大特」：大学推薦特別選考 「社特」：社会人特別選考 「教特」：教職大学院修了見込者特別選考
 「前特」：前年度一次試験合格者特別選考 「障特」：障がい者特別選考 「スポ特」：スポーツ特別選考

*2 実技試験のある教科・科目は、「9(2)」による。

(2) 第二次選考試験

① 小学校教諭及び特別支援学校小学部教諭

		選考区分*1						
		一般	講特	現特I	大特	教特	前特	障特
試験項目	個人面接1	○	○	○	○	○	○	○
	個人面接2	○	○	○	○	○	○	○
	実技試験*2	○	○	免除	○	免除	○	○
	適性検査	○	○	○	○	○	○	○
	作文	○	○	○	○	○	○	○

② 中学校教諭、特別支援学校中学部教諭、高等学校教諭・助教諭、養護教諭及び栄養教諭

		選考区分*1									
		一般	講特	現特I	現特II	大特	社特	教特	前特	障特	スポ特
試験項目	個人面接1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	個人面接2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	適性検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	作文	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

*1 選考区分の略称

「一般」：一般選考 「講特」：講師等特別選考 「現特I」：現職教員特別選考I 「現特II」：現職教員特別選考II
 「大特」：大学推薦特別選考 「社特」：社会人特別選考 「教特」：教職大学院修了見込者特別選考
 「前特」：前年度一次試験合格者特別選考 「障特」：障がい者特別選考 「スポ特」：スポーツ特別選考

*2 実技試験のある教科・科目は、「9(2)」による。

9 試験項目の内容

(1) 筆記試験

試験項目	試験内容	備考	
教職教養・一般教養	－	－	
教科・科目	出願した教科・科目	小学校教諭 特別支援学校小学部教諭	・小学校の全教科 ・小学校教諭と特別支援学校小学部教諭は同一の問題
		中学校教諭 特別支援学校中学部教諭	・中学校教諭と特別支援学校中学部教諭は各教科において同一の問題
		高等学校教諭・助教諭	・物理、化学及び生物にあつては、理科全般にわたる基礎的内容を含む ・機械、電気及び建築にあつては、「工業技術基礎」及び「工業数理基礎」を含む
		養護教諭	・養護に関する専門科目
		栄養教諭	・食育及び学校給食に関する専門科目

(2) 実技試験

実技試験では、「基本的な実技能力」「特技の程度」等について評価する。

選考	校種等、教科・科目	試験内容	
第一次	中学校教諭 特別支援学校中学部教諭	音楽	・新曲視唱及び新曲視奏をすること。 ・中学校学習指導要領（平成29年3月告示）による歌唱共通教材のうちから任意の1曲を選び、伴奏譜によるピアノ演奏をすること（演奏譜は特に指定しない）。また、同様に任意の1曲（別の曲でも可）を選び、指揮をしながら歌うこと（伴奏なし）。 ・随意曲（歌曲又は器楽曲のうちの任意の1曲）を伴奏なしで演奏すること。ただし、歌曲を選択した者は、自分で伴奏しながら歌うことも可とする。なお、演奏する随意曲の楽譜と同じものを実技試験当日に提出すること（試験終了後返却）。
		美術 技術	・当日指示するもの ・当日指示するもの
	中学校教諭 特別支援学校中学部教諭 高等学校教諭	保健 体育	・次の5領域から2領域を選択 陸上競技、器械運動、球技（バレーボール、バスケットボール、サッカーのうち1種目）、武道（柔道、剣道のうち1種目）、ダンス
		家庭	・当日指示するもの
		英語	・英語による面接
	養護教諭	・当日指示するもの	
第二次	小学校教諭 特別支援学校小学部教諭	音楽	・音楽又は英語から1つを選択（小学校英語志願者は英語を選択）する。 小学校学習指導要領（平成29年3月告示）〔第5学年及び第6学年〕による歌唱共通教材のうちから任意の1曲を選び、伴奏譜（指定なし）によるピアノ演奏をすること。
		英語	英語による簡単な自己紹介と日常会話

(3) その他の試験

選考	試験項目	試験内容	評価の観点
第一次	小論文	指定されたテーマについて、1,000字以内で論述	「課題把握」、「文章構成・表現」等
	面接	－	「教師としての姿勢」、「広い教養と豊かな感性」、「高い倫理観」、「教育への理解」等
第二次	個人面接1 個人面接2	－	「教師としての姿勢」、「広い教養と豊かな感性」、「高い倫理観」、「教育への理解」等
	作文	指定されたテーマについて、800字以内で論述	「課題把握」、「文章構成・表現」等

(4) 配慮事項

- 障がい者特別選考は原則として一般選考と同一の実施とするが、申し出により、障がいの種類や程度に応じた配慮を行う。受験に際して特に配慮を必要とする者は、志願書の「受験に際して配慮を希望すること」の欄に具体的に記入すること。
なお、障がい者特別選考の者は、受験に際して必要となる配慮の有無とその内容を必ず記入すること。
（例）点字による案内・受験を希望する。車椅子の使用を希望する。
- 障がい者特別選考を除く選考区分において、医師の指示により実技試験を受験することが困難な者は、その旨の診断書を当日持参すること。

10 試験時の携行品、提出物及び留意事項

(1) 第一次選考試験

携行品	校種等共通	<input type="checkbox"/> 受験票 <input type="checkbox"/> 筆記用具（三角定規、コンパスを含む） <input type="checkbox"/> 内履き <input type="checkbox"/> 下足袋 <input type="checkbox"/> マスク (注) 必要に応じて、熱中症予防のための飲み物等を準備すること。
	教科・科目別	<input type="checkbox"/> 高等学校商業：電卓（プログラム機能付電卓は不可） <input type="checkbox"/> 高等学校機械、電気及び建築：関数電卓（プログラム機能付電卓は不可）
	実技教科別	<input type="checkbox"/> 保健体育：運動着及び運動靴（武道を選択する者はその用具） <input type="checkbox"/> 音楽：楽譜（随意曲の楽譜は提出）、楽器（ピアノ以外の楽器を使用する場合） <input type="checkbox"/> 美術：鉛筆、消しゴム、はさみ、カッターナイフ、直定規、三角定規、コンパス、実習衣、パレット、水彩絵の具（水彩色鉛筆・水溶性パステルなどの固形タイプ及びアクリル絵の具は不可）、画筆、筆洗、筆ふき用スポンジ（布も可） <input type="checkbox"/> 技術：作業衣 <input type="checkbox"/> 家庭：実習衣 <input type="checkbox"/> 養護教諭：運動着、運動靴（内履き）
提出物	<input type="checkbox"/> 医師の指示により実技試験を受験することが困難な者は、その旨の診断書	

(2) 第二次選考試験

携行品	<input type="checkbox"/> 受験票 <input type="checkbox"/> 筆記用具 <input type="checkbox"/> 内履き <input type="checkbox"/> 下足袋 <input type="checkbox"/> マスク (注) 必要に応じて、熱中症予防のための飲み物等を準備すること。
提出物	<input type="checkbox"/> 最終学歴に係る学校の成績証明書 <input type="checkbox"/> 推薦書（厳封親展） *㊦ <input type="checkbox"/> 志願する校種・職の免許状の写し（免許状が改姓前の姓である場合には、改姓の事実がわかる書類の写しも添付） 又は免許状取得見込証明書 <input type="checkbox"/> 返信用封筒1通（長形3号封筒 23.5cm×12cm） 返信用封筒は、 <u>のり付き（両面テープ貼付可）</u> のものとする。また、郵便番号、あて先（あて名の下に「様」）を明記し、 <u>94円切手を貼ること</u> 。 <input type="checkbox"/> 医師の指示により実技試験を受験することが困難な者は、その旨の診断書

(3) 留意事項

- ① 試験会場の建物内では、ICレコーダーや携帯電話等、録音・録画・通信・通話のできる機器の電源を必ず切ること。
- ② 計時機能以外の機能を有する腕時計型端末等の使用は認めない。
- ③ 試験会場への自動車（タクシー等を含む）での来場及び試験会場付近での送迎車の駐停車は禁止する。
- ④ 試験会場は敷地内禁煙とする。

11 令和5年度採用山形県公立学校教員第一次選考試験の免除

本年度、現職教員特別選考Ⅰ・Ⅱを除く選考区分において第一次選考試験に合格（併願の場合は第一志望で合格）した者で、第二次選考試験を受験して採用とならなかった受験者（試験の一部を受験しなかった者及び採用辞退者を除く）については、令和5年度採用山形県公立学校教員選考試験（令和4年度実施）において募集のある校種等、教科・科目で、本年度と同一の校種・教科・科目を志願する者は、所定の手続きを行うことにより第一次選考試験の受験が免除される。ただし、この取扱いは、第一次選考試験に合格して第二次選考試験を受験し、採用とならなかった年度の翌年度実施の試験に限るものであることに注意すること。

12 大学院進学者及び大学院在学者の第二次選考試験合格者の採用延期

(1)又は(2)に該当し、採用の延期を希望する者は、令和3年12月20日（月）までに、「大学院の合格通知書又は在学証明書の写し」及び「大学院進学・修学継続による採用延期願 *㊦」を、教員採用担当あて提出すること（郵送の場合は、令和3年12月20日までの消印を有効とする）。

なお、延期期間終了までに大学院修士課程を修了できず、合格した校種・教科の専修免許状が取得できなかった場合は、採用を無効とする。

- (1) 教職大学院、専修免許状の取得可能な大学院又は修士号取得可能な海外の大学院（以下、「大学院修士課程」という。）に進学予定の合格者は、希望により令和6年4月1日まで採用を延期する。
- (2) 大学院修士課程1年次*に在学中の合格者は、希望により令和5年4月1日まで採用を延期する。

* 標準修業年限が2年を超える大学院修士課程に在学中の者にあつては、「13」に記載の連絡先に事前に相談すること。

13 その他

不明な点は、山形県教育庁教職員課（電話023(630)3406、023(630)2863又は023(630)2864）の教員採用担当に問い合わせること。
なお、山形県ホームページ上でも試験等に関する情報を提供している。また、実施要項に記載した事項に変更が生じた場合には、同ホームページに掲載するので、各自で随時確認し、受験及び提出物等に漏漏のないようにすること。